

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会
第29回会合議事録

日時：平成27年12月9日（水）10：00～12：00

場所：内閣府（4号館）共用第4特別会議室

出席委員：藤原座長、藤川座長代理、有木委員、五十嵐委員、上沼委員、尾花委員、金井委員、清原委員、国分委員、小城委員、高橋委員、吉田委員、伊藤委員代理

（参考人）：米田謙三（羽衣学園高等学校教諭）、小島里香（羽衣学園高等学校）、坪井太郎（福岡県立香椎高等学校）

（内閣府）：高鳥内閣副大臣、安田審議官、村田参事官

（オブザーバー）：

内閣官房内閣参事官、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長、警察庁生活安全局少年課少年課長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省大臣官房秘書課政策評価企画室政策評価係員、文部科学省生涯学習政策局青少年教育課長、経済産業省商務情報政策局情報経済課長

1. 開会

2. 高鳥内閣府副大臣あいさつ

3. 議題

（1）新任委員の紹介等

（2）報告 案件

（3）青少年からの意見聴取

1. 「高校生ICT Conference 2015」最終報告

2. 自由討議

（4）その他

4. 閉会

○藤原座長 おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の第29回会議を開催させていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

本日は、高鳥内閣府副大臣に御出席をいただいておりますので、まず副大臣から御挨拶

をいただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○高鳥副大臣 皆さん、おはようございます。

青少年の育成を担当する内閣府副大臣、高鳥修一でございます。「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には本年5月に報告書を取りまとめていただき、また、平素から政府の青少年インターネット環境の整備に向けた取り組みに対しまして御理解と御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

我が国の青少年を取り巻くインターネット環境に関しましては、平成20年に制定されました青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づきまして、官民一体となって各種施策を推進しているところであります。

しかしながら、スマートフォンの普及を始め、インターネットを取り巻く環境の変化は著しく、インターネットの利用に起因して青少年が被害者や、場合によっては加害者となる例も後を絶ちません。我が家にも中学生と高校生の子供がおりますので、これは決して他人事とは思えません。

こうした中、政府といたしましては、当検討会において取りまとめていただいた報告書等を踏まえまして、7月に第3次青少年インターネット環境整備基本計画を決定し、これに基づいて官民が連携して各種施策を推進しているところでございます。

今回の検討会は、新たな基本計画決定後最初の御審議となりますが、皆様からお知恵や御意見を頂戴してしっかりと施策、事業に反映させていきたいと考えております。どうか闊達な御議論をいただきますとともに、今後とも皆様の御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。御挨拶にかえさせていただきます。どうか皆様、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○藤原座長 副大臣、ありがとうございました。

高鳥副大臣は公務がありますので、ここで御退席されます。本当にありがとうございました。

(高鳥副大臣退室)

○藤原座長 それでは、配付資料の確認は会議前に終わっておりますので、早速議事に入らせていただきます。

何かございますか。どうぞ。

○村田参事官 本日の会議の議事録の関係でございますが、別途各委員の皆様方の御確認をいただいた後、座長にお諮りした後、公開させていただきたく存じますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○村田参事官 それでは、そのようにさせていただきます。

○藤原座長 それでは、改めまして議事に入らせていただきます。

まず第一に、本日は11時10分から「高校生ICT Conference」の代表者による発表を予定しております。そこで、第1回ではありますけれども、速やかな議事進行に御協力をお願いして、早い分には構わないのですが、11時10分、高校生の方々に時間をとりたいので、そこは厳守ということで、よろしく願いいたします。

まず、議題1「新任委員の紹介等」について、事務局より説明をお願いいたします。

○村田参事官 それでは、新委員の御紹介等について御説明をさせていただきます。資料1をごらんいただきたいと思います。

本検討会は、平成20年6月の青少年インターネット環境整備法の制定を受けまして、同年9月の内閣府特命担当大臣決定に基づき開催をされております。

本年7月に第3次基本計画が決定し、一区切りとなりましたところ、清水座長、植山委員、奥山委員、曾我委員、半田委員、別所委員の6名の委員の方より辞退の申し出等がございました。これを受けまして、座長、座長代理、関係省庁等とも御相談し、後任の方を含め、新たな委員の選定作業を進め、新たに8名の方に委員に加わっていただくこととなりました。

8名の新委員の方々を五十音順に御紹介させていただきます。

有木節二委員。平成27年6月より現職の電気通信事業者協会の専務理事の職にあり、奥山委員の後任としてお願いをいたしました。

○有木委員 (起立、会釈)

○村田参事官 上沼紫野委員。虎ノ門南法律事務所で弁護士をされており、安心ネットづくり促進協議会の幹事やモバイルコンテンツ審査・運用監視機構の常任理事もお務めになっております。

○上沼委員 (起立、会釈)

○村田参事官 尾上浩一委員。平成25年6月から2年間、日本PTA全国協議会の会長をお務めになり、現在は同協議会特任業務執行理事についておられます。曾我委員の後任としてお願いをいたしました。

金井修委員。平成25年に全国高等学校PTA連合会専務理事、平成26年より現職の副会長についておられます。

○金井委員 (起立、会釈)

○村田参事官 小城英子委員。社会心理学を研究分野とし、平成24年より聖心女子大学の准教授の職についておられます。

○小城委員 (起立、会釈)

○村田参事官 長尾尚人委員。平成26年7月より現職の電子情報技術産業協会の専務理事についており、半田委員の後任としてお願いをいたしました。

藤川大祐委員。千葉大学准教授、教授等を経て、平成25年から千葉大学教育学部副学部長についておられます。

○藤川座長代理 (起立、会釈)

○村田参事官 吉田奨委員。平成25年より現職のセーファーインターネット協会の専務理事の職にあり、別所委員の後任としてお願いいたしました。

○吉田委員 (起立、会釈)

○村田参事官 なお、本日は、尾上委員が御欠席され、長尾委員の代理で伊藤様に御出席をいただいております。

次に、本検討会の座長でございますけれども、清水座長が退任されたことから、座長代理を務めていただいております藤原静雄委員に座長をお願いし、また、座長代理には新たに委員となりました藤川大祐委員をお願いすることといたしました。

検討会の新たな構成に係る内閣府特命担当大臣決定の改正につきましては、11月12日に内閣府の決裁手続を終了し、施行させていただいております。

この機会に、従来からの委員につきましても一部肩書を新しい内容にさせていただいておりますので、あわせて御確認をお願いしたいと思います。

続きまして、オブザーバーで出席している関係省庁で前回の検討会以降に着任された方を御紹介いたします。

内閣官房IT総合戦略室、河内達哉参事官でございます。

○河内参事官 河内でございます。

○村田参事官 警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課、逢阪貴士課長でございます。

○逢阪情報技術犯罪対策課長 よろしく申し上げます。

○村田参事官 警察庁生活安全局少年課、小西康弘課長でございます。

○小西少年課長 小西でございます。よろしく申し上げます。

○村田参事官 総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課、湯本博信課長でございます。

○湯本消費者行政課長 湯本でございます。よろしく願いいたします。

○村田参事官 事務局からは以上でございます。

○藤原座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御紹介いただきましたように、前回の検討会より大幅な委員の変更がございましたので、ここで改めまして委員の方々全員から、1分程度で結構でございますので、御挨拶をお願いしたいと思います。

順番は、まず私が御挨拶をさせていただいて、後に上手の吉田委員のほうからずっと順番をお願いしたいと思います。

まず、私から。清水先生の後を受けまして座長を拝命いたしました藤原でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。座ったままで失礼いたします。

私は、専門は行政法、情報法、地方自治法といったところでございまして、この法律ができたときに、議員立法ではございましたが、少しだけですが意見を聞かれたりしたというところでここに参加させていただいております。

インターネット環境の整備等は、技術の進展に我々が追いついていないというところが

あり、また、環境整備法が前提していたところと現在の課題にそごがないのかといった問題があり、その中で子供たちを守らなければいけない。他方で、経済のあるいは電気通信の自由というものも守らなければいけないということで、なかなか難しいところがありますけれども、皆様方の意見を伺って、この分野がうまく進んでいけばいいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、吉田委員からお願いできますでしょうか。

○吉田委員 セーフティーインターネット協会の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

セーフティーインターネット協会は、2013年にできました団体でございまして、民間の違法有害情報の通報窓口と、自治体と組んだ教育事業というところを2つの柱として活動させていただいております。特色といたしましては、海外の違法サイトに対しても直接削除依頼を出すということで、先般記者発表もさせていただきましたが、児童ポルノ画像の流通防止を含めて一定の成果を出せているものと考えております。

よろしくお願いいたします。

○小城委員 聖心女子大学の小城と申します。よろしくお願いいたします。

専門は社会心理学で、今までマスコミュニケーションを研究しておりました。主にテレビとか新聞とかの従来型メディアを想定して研究をしてまいりましたが、近年はSNSの普及に伴って、コミュニケーションのあり方とか、人間関係の構築も変わってきているということも踏まえて学生指導などをしております。

SNSに関しては、大学の中で学生指導を担当する学生委員として大学のガイドラインの作成に携わった経緯から、こちらのワーキンググループなどにも呼んでいただいたり、プレゼンをさせていただいたり、今まで指導する立場からいろんなところで講演をさせていただくことがありました。大学生ですので、ある程度大人ということも踏まえても、一番の問題児が、結局、何を指導しても右から左に聞き流してしまうというふうな問題に直面していますので、恐らく小学生、中学生、高校生だともっと問題が複雑なのだろうと想像しています。この会合を通じて私も一緒に勉強させていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○藤原座長 ありがとうございます。

清原委員、お願いします。

○清原委員 皆様、おはようございます。東京都三鷹市長の清原慶子です。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、現在は三鷹市長として4期目を務めておりまして、自治体の現場から、情報環境が激動する中で青少年が健全に育つように、教育委員会と連携しながら多様な取り組みを実施している立場です。

市長になります直前は東京工科大学のメディア学部長を務めておりまして、主たる専門としては、情報通信技術の革新の中で、利用者が情報環境の変化をどのように受容し適応

しているのか、また、利用者視点からはどのような情報環境が望ましいかということについて研究をしております。

古い話ですが、省庁再編前の総務庁の青少年対策本部で5年ごとに実施しておりました「情報化社会と青少年調査」に数回かわりまして、メディアの変化の激しさと、それが象徴的に児童・青少年に対する影響としていろいろな形であらわれるということ进行调查してきた立場です。

今回新しい体制になりましたが、「青少年インターネット環境の整備に関する検討会」の意義はますます高まっていると思いますので、研究者の経験も踏まえつつ、自治体の現場の立場から意見を申し上げられればと、そのように努めるつもりです。

皆様、どうぞよろしくお願いたします。

○藤原座長 ありがとうございます。

それでは、尾花委員、お願いします。

○尾花委員 インターネット教育を専門に行っております尾花でございます。どうぞよろしくお願いたします。座らせていただきます。

せんだって考えましたら、かれこれ20年、パソコン通信の時代から子供とネットのかかわりというのを本業であるIT企業の活動と並行してさせていただいて、ああ、あのとき生まれた子が成人になったのだなというふうに最近とみに思っております。

そんなふう大きく変わる中で、ITの企業にいた専門家、つくり出していったほうの目線と、それから今、清原委員がおっしゃっていただいたように、利用者視点、特に家庭のほうからの視点というのは、お父さんでも学校の先生でもなかなかわからない部分がありまして、そういったところで母親目線と両方の形で発言をさせていただいて、結構わがままも言わせていただきました。

青少年インターネット規制法が規制法にならず、環境整備になって、人を法律でコントロールするのでなくて、人の心の優しさとか柔軟性を法律が後押しする、そんなものになったのを当時、一番うれしく思っていた人間の一人ではないかと思っております。

委員の皆様が新しくなって勉強させていただくことも多いと思いますし、お伝えできることもその分また広がりを見せるのではないかなと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いたします。

○藤原座長 ありがとうございます。

それでは、有木委員、お願いします。

○有木委員 電気通信事業者協会の有木と申します。よろしくお願いたします。

今年通信自由化30年を迎えますが、電気通信事業者協会は設立から28年ということで、そもそも電気通信設備を保有した通信事業者でスタートした事業団体でございます。

私は、電気通信という意味では、衛星通信に約25年、四半世紀かかわってきておりました。衛星通信というのは、無線で世界中どこでも通信するという環境ではあります。インターネットの世界も国内だけにかかわらず、さまざまな通信手段を用いてつながることが

できます。最近のインターネット環境というのは通信のインフラに帰属せず、Over The Topと言われるサービスが、いわゆる通信と全く関係ないところで動き出しているという環境もあるので、いろいろな先生方の御意見を聞きながら、これからも勉強させていただければと思っております。

あと、インターネットコンテンツセーフティ協会の代表理事も今年兼任させていただいております。引き続きよろしく願いいたします。

○藤原座長 ありがとうございます。

それでは、藤川代理、お願いいたします。

○藤川座長代理 千葉大学の藤川でございます。どうかよろしく願いいたします。

まず、先ほどの御紹介に若干違ったところがあったので、訂正をお願いしたいのですが、副学部長というのを今、やっているのですが、今年からでございます。25年からと言っていたのですが、本年度、平成27年度からでございます。

今、千葉大学の教育学部の教員をしております、副学部長の任にございます。皆様、どれくらい御承知かわからないのですが、ただいま国立大学をめぐる状況は大変厳しゅうございます。特に私どものような教員養成学部というのは、さまざまな圧力にさらされておまして、その中で学部運営を切り盛りしつつ、私自身の研究としては授業づくり。教育方法学という分野が専門なのですが、新しい授業のプログラムを開発し、それを学校現場に御提供するというのを主に研究しております。

そうした中で、メディアに関する内容というのは非常に重要な事柄の一つと考えておまして、もう20年近くになりますか、メディアリテラシー教育というものを研究し、教材の開発等を行ってまいりました。

特にここ2年ほどはスマートフォンが普及いたしまして、これに対応した教材をつくるということが急務でございます。企業の方とかさまざまな方々と連携、協力をさせていただいて、動画での教材、つまり、ドラマなどを見ながら子供たちが無理なく入っていき、学べるような教材をつくるということをやらせていただいたり、最近、アプリで学ぶものも企業の方と一緒につくらせていただいて、ゲームアプリで遊んでいるうちに情報モラルについて学べるというものもつくっております。

こうしたデジタル技術をいい方向に生かしながら教育を変えていきたい。その中で、インターネット環境で起こる問題に対応できるような教材もどんどんつくっていきたく思っております。

新任の委員でありながら座長代理ということで、いろいろと御迷惑をおかけするかもしれませんが、また、大学がちょっと遠いので、きょうも少し早目に失礼しなくてはならないのですが、できるだけお役に立てるように努めてまいりたいと思いますので、皆様、御協力のほどよろしく願いいたします。

○藤原座長 ありがとうございます。

それでは、上沼委員、お願いいたします。

○上沼委員 弁護士の上沼でございます。ちょっと風邪ぎみなもので、顔が3分の2ぐらい隠れている姿で大変申しわけありませんが、これで失礼いたします。

私は、第二東京弁護士会の子どもの権利委員会の委員をずっと務めておりまして、もともとネットと青少年の保護というところに興味があって、今のような分野の仕事をよくしております。

大分前の話になりますが、2003年のときにインターネットと子供ということで、「フィルタリングの是非」というシンポジウムを開いたことがありまして、ちょうどそのときアメリカではインターネット児童保護法が憲法違反かどうかということが争われていて、合憲の判決が出たばかりということで、アメリカはさすがに早いのだなと思って、そのまま留学して帰ってきたら、日本のほうがよっぽど進んでいたという状況で、本当にインターネットと子供の利用ということに対しては日本はいろいろ検討しているところだったと思います。

ただ、スマートフォンが入ってきてますますグローバル化が進んでくる中で、どういふふうに関国において青少年がインターネットをうまく使っていけるのかということに関今後考えていかなければいけないかなと思っておりますので、こちらで一緒に検討させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○藤原座長 ありがとうございます。

それでは、次に金井委員、お願ひいたします。

○金井委員 全国高等学校PTA連合会の金井です。よろしくお願ひいたします。

全国高等学校PTA連合会とは何ぞやということなのですけれども、まず、PTAというのは、御存じのように、保護者と先生が協力して子供たちの健やかな教育を支援するというのが我々の組織の意義なのですが、ざっとアウトラインを説明すると、全国の都道府県市50の団体で4,000校の学校が所属しています。生徒数で言うると、およそ230万人の生徒が加入しております、その生徒一人一人から20円の会費をいただいて、あと、損害賠償の事務手数料ですとか宝くじの費用をいただいて、およそ1億円の事業費で活動をさせていただいております。文科省さんとか総務省さんとか民間の団体さんと協力して、今回の青少年インターネットに関するさまざまな取り組みを協力してさせていただいております。

私は3年前にこういった関係の会議に参加させていただいたのですが、たまたま仕事がITの会社を経営しておりますので、そんな関係でこの会に参加させていただいておりますけれども、今回は保護者の立場でいろいろ参加させていただきたいと思ひます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○藤原座長 ありがとうございます。

それでは、国分委員、お願ひいたします。

○国分委員 インターネット協会の国分でございます。私の席のタッチパネルが故障しているということで、ハンドマイクがここに用意されておりますので、それを使わせていただいております。では、座ってお話しさせていただきます。

私は、バックグラウンドが技術系なものですから、1998年ごろ、今から17～18年前にフィルタリングの技術開発をするということで、当時、通産省からいろいろ予算の支援をいただきまして、フィルタリングのもののブラックリストを手づくりで作りまして、それからそういうサーバーのソフトとか、端末のほうのWindowsとかMacのソフトをつくりたりして、技術的にそういうことがちゃんと使えるものだということを世の中に示させていただきました。

その後、今度は電気通信を所管する総務省の消費者行政課のほうから、携帯のフィルタリングの技術開発についても予算的な支援をいただきまして、携帯のフィルタリングもプロキシという技術を使ってデモンストレーションをすることができました。

世の中がどんどん追いついてきまして、コマーシャルなそういうソフトの製品も出てくるようになりまして、それだけではなくて、青少年インターネット環境保護法、法律ができて、携帯の事業者にはフィルタリングサービスの提供の義務がかかってきた。

さらにどんどん時間がたつにつれて、スマートフォンが普及して、別途総務省の御担当のところでもアンケート調査もやっておりますが、そこで見ると、私の感覚では、まず高校生から始まって、中学生、小学生へとスマートフォンの普及があつという間に進んだという感じがします。

世の中の方がどの程度認識されているかわからないのですけれども、スマートフォンのサービスの中には、ネット上にはサイトがあるのですが、URLがなくて、スマホだけでコミュニケーションをとるといようなアプリが出てきておりまして、その中で違法、児童ポルノの画像の交換とかというのでも既に行われておりますし、アップル社とかグーグル社は、そういうアプリを管理はしていますけれども、そのアプリそのものはあくまでプラットフォームで、その使い方のほうに問題があるわけですから、そういうことも携帯事業者の回線を通ってくるところでフィルタリングするとか、あるいは無線LANでサイトにアクセスするときはどうするかということのほかに、さらにもう一歩進んで解決をしていかないといけない問題が出てきております。

そういうフィルタリングの流れとは別に、インターネット協会としては、まだパソコン通信のころからネットの利用者のためのルールとマナー集というのをまとめまして、それを公表して、その後。

○藤川座長代理 短目に。

○国分委員 はい。短くしろというお話ですけども。

子供向けに新たにそういうバージョンも作りまして、子供たちのリテラシー向上ということをやっております。

そのほか、いろいろホットラインのサービスとか子供の相談窓口とかやっておりますが、時間がもうないということですので、こういうことでお話を終わらせていただきます。

長くなって、どうも済みません。

○藤原座長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、よろしくお願ひいたします。

○高橋委員 モバイルコンテンツ審査・運用監視機構の代表理事の高橋でございます。実はこの前の会議までは元全国高等学校PTA連合会会長という肩書で来ておりました、今回は通称EMAの代表理事として参加させていただくことになりました。

PTAのほうは、以前は文部科学省さんのほうとつながりが強くて、高大接続とか、中教審の問題とか、センター試験の問題とか、そちらのほうで上京することが相当あったのですが、ちょうど9年ぐらい前ですか、インターネットの環境整備法が検討され始めたころに、堀部先生という先生が座長をやられていまして、業界と総務省が会議をやっていたのですが、そこに初めて呼ばれて、実は携帯電話にフィルタリングをかけようと思うという話がありまして、まだホワイトリスト、ブラックリスト、どうしようかという段階で。ちょっと待ってください、誰がかけるのですかというお話をしまして、使うのが子供であれば、当然保護者の何らかの民意を聞いていただきたいということから、全国高等学校PTA連合会と日本PTA、両者がこの会議に入ってきたというのがしょっぱなのいきさつです。

当時、みんなで子供たちにインターネットの環境を整備してあげようということで、安心ネットづくり促進協議会というものを立ち上げて、その発起人にもなりましたし、今、私がやっていますモバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）の立ち上げのときの発起人にもなりました、当初からいろんな角度でみんなで力を合わせていこうというところをやっていたのですが、その当時、あくまでも国が定める第三者機関でいろんな審査をやって、フィルタリングをかけようというお話があったのですが、ちょっとそれは待っていただきたいと。日本の企業は優秀なので、しばらく日本の企業さんに任せただけませんか。それでだめだったら、国のほうから指導なり助言をいただければありがたいけれどもということで、今日に至っているという状況でございます。

そういった中で、できるだけ高校生、中学生、小学生がいい環境で育つためには、保護者がきちり意識を持ってやらなければならないということで、保護者の啓発といったものを全高P連のほうは各県連会長にお願いして、とにかくみんなで子供を守ろうという意識だけは高めてきたつもりです。そういった点では、日Pさんと協力し合ってここまでこられたかなと。

今後海外からの諸問題等もあるでしょうけれども、そういったことも含めまして、また何かのお役に立てればと思って参加させていただきました。

よろしくお願ひ申し上げます。

○藤原座長 ありがとうございます。

それでは、五十嵐委員、お願ひいたします。

○五十嵐委員 都内の日野市立平山小学校の校長をしております五十嵐と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、現在の学校に勤めて7年目になりましたので、最初に送り出した卒業生がもう高

校3年生です。以来、地域とともに一緒に歩んでおります。

本校は、東日本大震災の1カ月前に1人1台のタブレットパソコンを配備していただきましたので、以降、それを有効的に教育活動の中で積極的に使っております。今は、今年新しくいただいた先進的なタブレットを使って授業の学びを変えようということに取り組んでおります。同時に、いついかなるときでも危険を予測して安全を守るという防災教育を柱にした「生きぬく科」という教科を立てて研究開発をしております。これはネット上のトラブルにも通じるところがあると思っておりますが、この会に出させていただきます、関係の府省庁がこんなにたくさん集まられて一つのことを議論するというすばらしい会議だと思っております。そこで知り得た資料、すぐれた先生たちの御意見を学校だけではなくて日野市全体に還元して、研修会の資料にさせていただきます、研修会にお呼びしたりということで、本当にありがたく思っております。

最近すごく感じることは、そうやってネット上のことについては保護者の意識がとても大事ですので、いろんなことを計画を立てて、子供たちに学校でも教えますし、保護者にも啓発しているのですが、なぜか無防備に与えるのですね。子供たちのスマホ所有率がどんどんとふえてきています。年度当初に比べて、え、いつの間にとというぐらいに、小学校の高学年でも市内全体で所持率が高くなっています。そのときに、何度も研修をしていてもなかなか保護者に危機意識が伝わらない。

ですので、ちゃんとルールを守って、ルールのことを学び取らせたいのですが、待ったなしに子供たちが何の知識もなくスマホを持ってLINEを使っているという現状が、実際にどんどんと急速に起こっているなというふうに危機感を持っています。忙しくて学校教育になかなか参画できない保護者も含めて、全ての保護者にこういった意識を持たせる、そういった手だてをしっかりと真剣に考えなければいけないなというのを今、痛感しているところです。

どうぞよろしくお願いいたします。

○藤原座長 ありがとうございます。

それでは、最後に、長尾委員の代理の伊藤様から一言お願いいたします。

○長尾委員（代理 伊藤コンシューマ・プロダクツ部長代理） 本来であれば委員の長尾から御挨拶申し上げるところでございますが、本日所用のため欠席させていただきます。私は代理で出席させていただきます一般社団法人電子情報技術産業協会、伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

一般社団法人電子情報技術産業協会は、電子機器、情報産業関係の業界団体でございます。青少年インターネット環境整備法関係では、パーソナルコンピューターやタブレット端末、AV機器等の製造事業者団体という立場で参加させていただいております。

よろしくお願いいたします。

○藤原座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、議題2「報告事項」に移りたいと思います。報告案件が5件ご

ざいます。

まず、内閣府のほうから説明をお願いいたします。

○村田参事官 それでは、内閣府から青少年インターネット環境整備基本計画（第3次）について、御説明をさせていただきます。

資料2の関係になりますが、第3次基本計画につきましては、本検討会で5月に報告書を取りまとめていただきました。机上配付させていただいております。その後、5月26日から6月24日までパブリックコメントを実施いたしました。22件の御意見をいただき、御意見に対する政府の考え方を含め、電子政府の総合窓口において公開をさせていただいているところでございます。

また、7月に入りまして、自民党が「青少年のインターネット利用等に関する緊急提言」を公表し、内閣府を始め、関係省庁に対し提言が手交されました。これにつきましては、参考資料1として配付をさせていただいております。

いただきました緊急提言は大きく3点。

提言1、フィルタリングに関する取り組みの強化

提言2、家庭におけるルールづくりを促進するための普及啓発活動の強化

提言3、学校、その他教育現場における情報リテラシー教育等の充実強化

となっております。

なお、自民党におきましては、提言1のすぐ上のところでございますけれども、別途「青少年インターネット環境整備法」の改正などについて必要な検討を行っていくということとなっております。衆議院法制局などと検討を進めていると承知をいたしております。

こうしたことを受けまして、政府におきましては、7月30日、子ども・若者育成支援推進本部におきまして第3次基本計画を決定いたしました。

第3次基本計画の概要につきましては、資料2のとおりでございます。本検討会の報告書における御提言にほぼ沿った内容となっております。

引き続き委員でおられる方には繰り返しの御説明になるかと思いますが、第3次基本計画のポイントについて、簡単に御説明させていただきたいと思っております。資料2の左側をごらんになっていただきたいと思います。

第2次基本計画に基づく諸施策は一定の成果を上げましたけれども、スマートフォンの急速な普及、利用時間の長時間化、機器・接続環境の多様化、犯罪被害の増加、フィルタリング利用率の伸び悩みなどの現状を踏まえまして、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に向けた取り組みを行う際に、踏まえるべき3つの基本的な考え方を整理いたしました。

1つ目は、機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立ったフィルタリング等の実効的な青少年保護に係る取り組みの充実強化を図る。

2つ目は、青少年のライフサイクルを見通して、保護者の責務が適切に履行されるよう、家庭の支援を充実強化するとともに、青少年のインターネット・リテラシーの向上と節度

ある生活習慣の定着化を図る。

3つ目は、ベストプラクティス等の情報共有・集約化と、実証的なエビデンスに基づくPDCAサイクルを意識した推進体制の構築を図る。

以上の3つの考え方を踏まえ、今回の第3次基本計画を策定いたしました。

資料の右側をごらんいただきたいと思います。主なポイントについて簡単に御説明いたします。

基本計画は、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進、青少年有害情報フィルタリングの性能向上及び利用の普及等、青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体の支援、その他の施策と整理をされております。

まず、教育及び啓発活動の推進関係でございます。

1つ目の○の1つ目のポツでございますけれども、社会における教育・啓発については、これまで地域、民間団体、事業者等により取り組まれてきたところでございますが、こうした教育・啓発は今後とも継続的に実施される必要があります、そのための連携体制づくりを支援いたします。

3つ目のポツ、地域の多様な担い手の育成支援であります。従来のサイバー防犯ボランティアに加え、大学の先生を始めとする有識者や教育関係者、青少年育成指導者等の地域における教育・啓発活動の担い手の裾野をさらに広げていく取り組みを強化してまいります。

続いて、3つ目の○でございますけれども、保護者間の格差を踏まえ、知識や関心の低い保護者の主体的な取り組みを促進・支援するためのあり方を検討いたします。

続いて、フィルタリング関係でございます。

まず、1つ目の○のところですが、事業者によるフィルタリングの提供義務等の実施の徹底及び保護者への説明の推進でございます。スマートフォンやタブレット端末等、新たな機器等の出現により、従来の携帯電話と比べ、フィルタリングの内容等も複雑化し、利用者の購入時に十分理解することが困難な状況となっていることから、事後の相談窓口の周知等を図ってまいります。

続いて、2つ目の○です。青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いたフィルタリング等の青少年保護に係る取り組みの推進でございます。今後ともさまざまな新しい機器やサービスが提供されることが予想される中で、こうした青少年保護・バイ・デザインという考え方のもとに、機能・サービスを提供していただくよう、事業者の取り組みを促進してまいります。

その次の2つ目のポツですが、保護者間の格差の問題やフィルタリングの内容の複雑化等を踏まえ、保護者にわかりやすく伝える事業者の取り組みを支援いたします。

さらに、3つ目のポツですけれども、SIMロック解除等、ITをめぐるさまざまな新たな動向に対し、青少年保護の対応がおくれをとることのないよう、継続的に検討します。

次の民間団体等の支援の関係につきましては、連携体制を整備してまいります。

最後に、その他の施策関係でございます。

2つ目の○ですけれども、コミュニティサイトに起因する事犯による被害児童数が増加傾向にあることから、取り締まりの推進、事業者に対する働きかけ、サイバー補導の推進等を行います。

また、児童ポルノ事犯の被害児童数が昨年、過去最多を更新し、その多くがインターネット関連事犯であることから、インターネット上の児童ポルノ排除に向けた取り組みの推進を基本計画に明記いたしました。

続きまして、本検討会の御提言から多少内容的に変更した点について御説明いたします。

机上配付している第3次基本計画本文と参考資料1、自民党の緊急提言をごらんいただきたいと思っております。

まず、基本計画の第2の(1)、7ページにおいて、第2段落目のところでございますけれども、「地域、民間団体、事業者等」に「(学校以外の教育従事者を含む。)」と追記いたしました。これは自民党の緊急提言、3の2つ目のポツの「学校に加え、学習塾などの『教育現場』においても、取組の強化を図ること」という提言を受けたものでございます。

次に、基本計画第4の4、14ページになるかと思いますが、「より多様な関係者・関係事業者の参加促進」と追記をいたしました。これは、やはり自民党の緊急提言1の最後のポツ「インターネットに関わる多様な事業者が参加する協議会等の枠組みを活用し、官民連携した活動への支援を強化するなどして、その効果的な実施を促進すること」という提言を受けたものでございます。

説明は以上でございます。

○藤原座長 ありがとうございます。

時間がないのですけれども、最後のところですが、追記の部分、下線が引いてあるとよかったです。14ページの4ポツの3行目「より多様な関係者・関係事業者の参加促進、参加者相互間」、1つはそこのところですね。

○村田参事官 はい。

○藤原座長 もう一つが7ページでしたか。2ポツのところですね。

○村田参事官 はい。

○藤原座長 この2カ所において、自由民主党の提言を受けた追加がなされているということですね。

○村田参事官 はい。

○藤原座長 ありがとうございます。

それでは、今の基本計画について御質問ございますでしょうか。

もしよろしければ、後でまとめてということにさせていただいて、各府省庁の取り組み等について、順次御報告を願いたいと思っております。ここも御質問等は最後にまとめてお受けいたします。

それでは、まず内閣府から説明をお願いいたします。これは資料3-1と3-2です。よろしくをお願いいたします。

○村田参事官 それでは、内閣府の前回検討会以降の取り組みについて、2点簡単に御説明をいたしたいと思います。

まず、資料3-1と3-2とお配りしているリーフレットの関係でございます。内閣府ではこれまでA4見開き4ページ物の保護者向けのリーフレットを作成し、本年3月にも改訂版を作成し、普及啓発活動を図ってまいりました。ただ、そのリーフレットにつきましては、情報量も多く、知識・関心の低い保護者にはなかなか伝わらないのではないかと、簡略版を作成してはどうかとの御意見、御助言もいただいたところでございます。

また、スマホの普及、インターネット接続機器、接続環境が多様化し、青少年インターネット利用に係る事業者が拡大する中で、事業者に対する普及啓発も改めて強化する必要があるのではないかとという意見もいただいたところでございます。

こうしたことから、本年4月以降、本検討会の委員でございます藤川先生や尾花先生を含みます有識者の方から御指導、御助言をいただきながら、保護者向けの「ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること」、事業者向けの「インターネット上の危険から子供を守るために」、それぞれのA41枚両面のリーフレットを作成いたしました。保護者向けについては、従来のものから文字数を大幅に減らし、図表を多用し、裏面の3つのポイントが端的に伝わるように工夫をいたしました。

事業者向けにつきましては、内閣府として初めての試みでしたが、法に事業者の責務、義務が定められていること、青少年保護・バイ・デザインの考え方、事業者の主体的な取り組みをお願いするメッセージが伝わるように作成をいたしました。作成に当たっては、関係省庁の御協力をいただくとともに、事業者向けのリーフレットにつきましては、安心協、EMA、I-ROIの各民間団体の御協力も得、連名で作成をいたしました。

それぞれ7月の青少年の非行・被害防止全国強調月間に合わせ、6月末ころに完成し、内閣府ホームページに掲載するとともに、保護者向けのリーフレットにつきましては、文部科学省の御協力も得て、全国の都道府県市区町村の教育委員会を通じ、全学校への周知を図ったところでございます。

2つ目は、青少年インターネット利用環境に係る地方連携体制支援事業についてでございます。本年度は全国3カ所でフォーラムを開催する予定で進めておりまして、10月に岡山県岡山市、11月にはこの検討会の委員の藤川先生に御登壇をいただきまして、山形県山形市で既に実施しております。年明け1月21日に栃木県の宇都宮市で3回目を実施することといたしております。

説明は以上でございます。

○藤原座長 ありがとうございます。

続きまして、警察庁から説明をお願いいたします。

○逢阪情報技術犯罪対策課長 警察庁情報技術犯罪対策課長の逢阪でございます。座って

説明させていただきます。

資料4になりますけれども、本年の10月に警察庁のほうで公表しております「平成27年上半期の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」でございます。

1枚目に概要を説明してあるのですが、めくっていただいて、図表のほうを見ながら御説明したいと思います。

まず、図1が全体の状況でございます。棒グラフ、青色が出会い系サイトに起因する事犯の被害児童数の推移ということで、こちらのほうは平成20年の法改正以降、順調に減少傾向にあるというところでございます。

他方、赤色のところがコミュニティサイト。これは出会い系サイト以外のSNS等をひっくるめて警察のほうで「コミュニティサイト」と呼んでおりますけれども、こちらに起因する被害児童数ですが、こちらは増加傾向が続いている。全体としてはそういう状況でございます。

図2でございます。罪種別の被害児童数を出会い系サイトとコミュニティサイトで見ますと、出会い系サイトのところは、児童買春が一番多くなっておりまして、次いで児童福祉法違反ということで、こちらについては、児童のほうももともと出会いという目的を持って入っているというところもあって、そういうのが多くなっているということかと思えます。

他方、コミュニティサイトのほうにつきましては、一番多いのは青少年保護育成条例違反ということで、これはいろんな目的で利用しているところから、だまされたり、いろんなことがあって被害に遭っているという状況がうかがわれます。

図3は年齢別に見たものでございます。出会い系サイトとコミュニティサイトを比較いたしますと、コミュニティサイトのほうがいろんな目的で利用している児童が多いということだと思いますけれども、やや低年齢の児童の被害が多くなっているというところでございます。

もう一枚めくっていただきまして、図4の被害児童のコミュニティサイトへのアクセス手段ということですが、これは先ほどからお話が出ているように、今、スマホが非常に普及してきているということで、特に今年の上半期で見ますと、全体の約85%がスマートフォンでアクセスしているというところでございます。

図5は、主なコミュニティサイト種別の被害児童数の推移ということでありますが、コミュニティサイトと言ってもいろんな種類がございますので、それを少し分類してみようかなということで、ミニメール型、チャット型、ID交換掲示板、複数交流型。こちらは警察のほうで便宜的に分類したものでございますけれども、それぞれ説明は下に小さい字で書いてありますが、その種別で見て、平成20年以降、累計で最も被害の多かった上位3サイトの合計の増減を見ているというものでございます。

これを見ますと、ミニメール型は、過去には一番問題が大きかったのですが、そ

れぞれ対策がとられることによって被害児童数がぐっと減少して、現在ではほとんどないという状況。

ID交換掲示板、黄色いものは25年、26年でぐっと増えてきたのですが、これも事業者のほうで対策をとっていただいたことなどによって、この上半期ではぐっと減少しているという状況があります。

それに対して、青のチャット型が今、ぐっと伸びてきている。

もう一つ、グリーンが複数交流型。複数交流型というのは、LINEとかFacebookとかTwitterのことなのですが、これもじわじわと増えてきているという状況にあるということであります。

最後、図6はコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童のフィルタリングの利用状況。これも被害に遭っている児童なので、当然と言えば当然なのですが、ほとんどはフィルタリングを利用していない。利用していたのは、今回は13名の児童なのですが、これもFacebookが2名、Twitterが1名いるのですが、それ以外については、フィルタリングを適切に利用していればアクセスできないサイトであったということでございます。

1枚目にまた戻っていただいて、今、図に沿って1ポツ、2ポツのところを御説明させていただきます。

3ポツ、今後の対策については、先ほど御説明のありました第3次の基本計画に盛り込まれた施策と共通しておりますので、割愛させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○藤原座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、総務省のほうからお願いいたします。

○湯本消費者行政課長 総務省でございます。座って説明させていただきます。

私のほうからは大きく2点簡単にポイントを御説明したいと思います。

まず、お手元の資料5-1をごらんいただければと思います。総務省におきましては、青少年のインターネット・リテラシーの向上施策を効果的に進めていくという観点から、平成24年度より全国の高等学校1年生を対象に「青少年のインターネット・リテラシーを可視化するテスト」といったものを実施しております。本年度につきましては、6月から7月にかけて全国で75校、計1万3,000人余りの方々に御協力をいただきましてテストを実施しております。

その際に、あわせて「青少年のスマートフォン使用実態調査」といったものも実施し、テスト結果とあわせて分析した結果を本年の11月に公表しております。

内容につきまして簡単に御説明させていただきます。本年のテストの結果の概要につきましては、全般的に正答率は7割弱ということで、例年と傾向は変わりませんでした。

一方で、不適正な利用、また違法情報リスク、こういったものにつきましては正答率が高かった一方で、いわゆるインターネットを使った取引一般に関する質問であるとか、プライバシー、セキュリティーに関する正答率というのが若干低いというような傾向が見ら

れたということでございます。

また、青少年のスマートフォンの使用実態でございますが、ページをおめくりいただきまして、右上の4ページと書いてあるところをごらんいただければと思います。1日の平均利用時間は、平日でも1時間から3時間、さらに休日では2時間から3時間といった長期の利用というものがかなり大きなパーセンテージを占めているということが、左上のグラフでわかると思います。

また、「一度も会ったことのないSNS上だけの友人数」といったものにつきましても、全体で5割余りの方がそういった方がいるということであるとか、フィルタリングにつきましては、必要性自体は8割ぐらい理解しているものの、実際の利用率は5割弱にとどまっているという状況でございます。

また、家庭のルールがあるかないかにおけるフィルタリングの利用状況ということにつきましても、ポイント数にかなり差があり、家庭のルールがあるほうがよりフィルタリングをつけているというのがデータでもおわかりになると思います。

また、家庭の教育につきましては、青少年のインターネット・リテラシーの調査結果との分析との相関関係もございまして、お手元の資料の2ページ目にもございますように、例えばインターネットを使い始めたときに、保護者に使い方を教わった青少年や、スマートフォンやSNSに関する家庭のルールがある青少年は、こういったものについてのリテラシーは比較的高いという結果が出ておりまして、今後の課題については、先ほど委員からの御説明でもございましたが、家庭等においての正しい使い方を教える環境づくりであるとか、また、フィルタリングの必要性について高校生みずから考える機会の設置、こういったものが重要ではないかなと考える次第でございます。

続きまして、お手元の資料5-2をごらんいただきたいと思っております。私どものほうでは、「情報通信の安心安全な利用のための標語」といったものを募集しております。本年につきましては12月1日から既に募集を開始しておりまして、締切は来年の2月いっぱいでございます。今後のスケジュールとしましては、6月ごろを目途に優秀な作品を選定の上、発表し、総務大臣賞を初めとして、PTAの関連の賞といったものを用意して優秀なものを表彰していきたい。

先ほど事務局から御説明がございましたが、お手元のほうにしおりをお配りしております。これは平成27年度、既に今年発表した標語でございまして、総務大臣賞、協議会長賞、PTA関連賞といったものが実際掲載されておりますので、どんなものが標語としてあるのかというイメージが湧くかと思っております。

いずれにいたしましても、引き続き青少年のリテラシー向上に努めてまいりたいと思っておりますので、引き続き御協力、御支援のほどよろしくお願いしたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

○藤原座長 ありがとうございます。

それでは、最後に法務省からお願いいたします。

○岡政策評価企画室政策評価係員 法務省でございます。

資料6をご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、各種啓発活動を実施しております。

その一環としまして、本年度は人権啓発冊子「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権〈改訂版〉」を作成いたしました。この冊子は、インターネットによる人権侵害が年々増加していることを踏まえ、特にインターネット利用率が9割を超える高校生を対象として、インターネットを悪用した人権問題への対応とともに、インターネット・リテラシーの向上を図ることが急務であることから、平成25年度に主に中学生を対象として作成した冊子を、高校生向けに改訂したものです。改訂に当たりましては、新たに無料通信アプリ等を使用したいじめや、リベンジポルノの問題などを盛り込んでおり、配布先の高等学校や教育委員会からも大変わかりやすいとの評価をいただいております。

法務省の人権擁護機関では、引き続き、インターネットと人権の問題について積極的な啓発活動を行っていく所存でございます。

法務省からは以上でございます。

○藤原座長 どうも簡潔にありがとうございました。

それでは、各府省庁の説明、及び先ほど飛ばしました第3次基本計画についてもあわせて御質問等ございますでしょうか。

では、どうぞ。

○藤川座長代理 フィルタリングの件について、総務省に伺えばいいのでしょうか。自民党の提言1にもありますように、フィルタリングに関して、アプリの利用やWi-Fiによる接続なども含めて検討しなければいけないということがございます。内閣府の調査を拝見いたしましても、スマートフォンを利用している青少年のフィルタリング使用率が4割強でありまして、そのうちWi-Fiの利用とかアプリの利用についてフィルタリングをかけているという人が、その中の1割程度しかいない。つまり、スマートフォンを利用している青少年の4%くらいしかWi-Fiとかアプリの利用に関するフィルタリングをかけていないということがございます。

しかし、総務省の政策などを伺っていても、3つのフィルタリングを本気で普及させるということが私には見えないのですね。我々、教育の場でさまざまな啓発をしているのですけれども、携帯電話事業者等が本気になって3つのフィルタリングを普及するということがないと、フィルタリングの普及ということは、ただかけ声だけで、4%しか使っていないという状況でいいのかどうか、大変疑問に思います。

よろしければ、総務省として、この3つのフィルタリングの普及についてどんな施策をとられているのか、どんな目標を立てておられるのか、伺いたいと思います。

○藤原座長 では、総務省のほうからお願いできますでしょうか。

○湯本消費者行政課長 ただいま御質問があった件につきまして、お答えしたいと思います。

す。

まず、3つのフィルタリングにつきましては、今、実際にスマートフォンの普及に伴いまして、確かにフィルタリングの利用率が上がっていないという問題がございます。一方で、今、通信事業者におきましては、ネットワークのフィルタリングに加えて、アプリ、それから無線LAN対策のフィルタリングも取り組みとしては行っているということでございます。ただ、残念ながらその利用率が必ずしも十分でないというのは、御指摘のとおりでございます。

この点につきまして、お手元の資料5-1の5ページ目をごらんいただきたいと思えます。私どもは、電気通信事業法を本年の5月に改正いたしまして、従前から青少年のフィルタリングサービスに関する説明というものは既に義務づけをしておりましたが、さらにこれに上乘せをしまして、青少年の利用者に対して、知識、経験、契約目的に配慮して説明する、いわゆる適合性の原則というものを新たに義務づけをして、より一層強化いたしました。さらに、事業法の改正で新たに導入しました書面交付義務においても、青少年のフィルタリングサービスに関する記載を義務づけする予定でございます。

このあたり、実際には代理店において行うこととなりますが、今般の電気通信事業法におきまして、代理店に対する指導措置においても義務づけを行いました。今、申し上げた提供条件の説明義務であるとか、書面の交付義務といったものは、全て電気通信事業法上の義務でございますので、代理店の指導等の措置義務によっても青少年のフィルタリングがしっかりと進むように指導してまいりたい、と考えているところでございます。

以上でございます。

○藤原座長 先生、次回以降ということ。

○藤川座長代理 わかりました。

○藤原座長 ありがとうございます。

代理のほうから更に質問があり、またこの3つのフィルタリング等の問題については、尾花委員等々からも御意見があるかと思えますけれども、冒頭で申し上げましたように、本日、「高校生ICT Conference」で高校生の方々に時間を用意しておきたいと思えますので、次回以降また御質問をいただくということにしまして、第3次基本計画が決定されて初めて検討会の構成が変わったということですので、あと一、二問、今後の検討会の進め方について、何か御要望、御意見等ございましたら、それをお伺いしておきたいと思えます。何かございますでしょうか。

では、清原委員、お願いいたします。

○清原委員 ありがとうございます。

本日も各府省からそれぞれ御報告があって、国としていろいろな取り組みを具体的に基本的な計画に基づいて進めていらっしゃる事がわかりました。

例えば今回の基本的な計画の7ページの(4)に「『ネット上のいじめ』に対する取組等の推進」と書かれておりました。いじめ防止対策推進法が施行されて、実は各自治体で

も「いじめ防止対策に関する条例」を制定したり、また、各学校でいじめ防止の条例に基づいて、具体的な「いじめ防止の基本方針」などを策定したりしています。

三鷹市においても、その中に実は、「インターネット上のいじめを未然に防止していこう」ということを定めているような取り組みがありますので、恐らく日野市立の学校でもそういうことが進んでいると思うのです。

すなわち、今後こうした計画を検証していくときに、新たに第3次計画策定の中で加わった法律等に基づく取り組みの広がりについて、なかなか調査を全国的にするのは難しいのかもしれませんが、事例などを含めて、この第3次の計画の進捗状況について、各府省で自治体や地域の取り組みで把握されるものがあつたら御紹介いただきたいです。あるいは、きょうのこれからの取り組みのように、具体的なケースを御報告いただくなどして、計画の「検証」が自治体や地域の目から、あるいは学校やPTAの取り組みの中から浮かび上がるようなことになれば、ありがたいなと思います。

以上です。

○藤原座長 ありがとうございます。

それは今後の進め方にも関する御要望ということで承りました。大津の事件をきっかけに、清原委員おっしゃるように、いじめ防止対策推進法ができて、地域もいろいろ努力されていると思うので、各省庁との連携を図る意味でも情報を共有したいということですね。

ありがとうございます。

ほかにもう一問ぐらいございますか。

続いて、先ほどの件、ごく簡単にあれば、どうぞ。

○藤川座長代理 何か取り組みをしているというのが当たり前で、もちろん、それは大変なことなのですけれども、当然目標があつてしかるべきで、計画の中に余り具体的な目標がなくて、フィルタリングの普及を進めています、でも、進んでいませんということでは困るわけですね。

ですから、もう少し実りある議論にしないといけないので、それぞれが何を目指していくのかということが明確になるような議論を今後進められればと思っておりますので、ぜひ皆様の御協力をお願いしたいと思います。

○藤原座長 ありがとうございます。

今の点は、例えば数値目標あたりを立てろということを含んでおられるわけですか。

○藤川座長代理 はい。私どもは、大学におりますと、さまざまな数値目標を立てると官庁から言われるわけですよ。なぜ官庁の皆様は、フィルタリングの普及とこれだけおっしゃっても4%しか使っていないのに、それでいいとされるのかが全然わからないのですね。少なくともフィルタリングの普及についてはこの計画の柱なはずですから、当然数値目標があつてしかるべきで、それができないのであれば、PDCAサイクルを回して検証していくというのが当たり前なのではないかということでございます。

○藤原座長 ありがとうございます。

清原委員の御指摘、それから今の藤川座長代理の御指摘等を踏まえて、事務局と検討させていただきたいと思います。

ここで切ってしまうて申しわけないのですけれども、再三申し上げておりますように、本日のもう一つの主要な議題に移りたいと思います。議題3『『高校生ICT Conference 2015』最終報告』に移りたいと思います。

なお、本件に関しましては、傍聴者から本検討会に対して、高校生による最終報告について、写真撮影の許可を申請されております。検討会では、原則傍聴者の撮影・録音は禁止されておりますが、本申請につきましては、例年、高校生お二人の活動の一環としてその記録を残す意味で許可をしておりますので、本年もそのように取り扱いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○藤原座長 ありがとうございます。

それでは、議題3に係る議事につきましては、写真撮影を許可することといたします。撮影に際しては、議事の邪魔にならないよう、慎重な対応をお願いしたいと存じます。

それでは、最初に、「高校生ICT Conference」実行委員会委員長で、羽衣学園高校の米田先生から本年度の「高校生ICT Conference」について、簡単に御紹介をお願いしたいと思います。

米田先生、お願いいたします。

○米田羽衣学園高等学校教諭 では、失礼いたします。きょうは、本当に貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。本年度より「高校生ICT Conference」実行委員長を務めさせてもらっております、大阪の羽衣学園高校の米田と申します。担当教科は、英語と情報と地歴公民という科目を担当しております。

では、早速ですけれども、簡単に私のほうから少しだけ概要を紹介させていただきまして、きょう、メインの高校生2人が来てくれていますので、マイクを渡したいと思います。

(PP)

お手元の資料は7-1になっております。

まず、目的のところになるのですが、本事業は、とにかく事業者団体、企業、有識者、関係府省庁の連携ということで、恐らく日本で初めてになる事業だと思います。この4つのところがうまく連携しまして、青少年のインターネット利用環境を目的とした事業です。2011年度から開催して、今年が5年目という形になっております。

目的として2つ側面がありまして、もちろん、教育的な側面は、最近、ICTと言われますが、「C」ということが大事で、コミュニケーションをいかに育てるかということ。そこに「考え、まとめる、話す、見せる、伝える」ということで、論理的であったり、何かを考えるというところ。そして、社会的な背景、教育的な思考も含むのですが、きょう、ずっと会議でもありますように、インターネットをいかにみずから安全に安心に使っていく

かということを考えさせるということになっております。

(PP)

これまでのテーマは、きょう話題になりました「フィルタリング」ということもテーマとして、かなり突っ込んだ議論をさせていただきました。

昨年度は、高校生が小中生に伝えるというテーマでさせていただきました、今年度のテーマは「言いたい、イマドキのネットのルール&マナー！！」です。この数年「ルール」ということに関わりいろいろな学校、教育委員会さんでも取り組まれているのですが、ルールということ、高校生自身が結構上から目線で言われたりするのですが、本当にどう思っているか、考えるかということ今年度のテーマにしたということです。

(PP)

実際に北海道、石川、長野、東京、神奈川、大阪、奈良、福岡、大分ということでさせていただきました、78校、生徒310名が参加をしたという形になっております。

(PP)

運営体制は、いろんな事業者さん、内閣府さん、文科省さん、総務省さん、経済産業省さんも今年度から共催という形でいただきました、かなりいろんなところで認知されてきましたし、特に地方では教育委員会さんが主体になりまして、きょう発表していただく福岡県などは福岡県の教育委員会、長野も長野の教育委員会さんがメインでやるという形。神奈川も神奈川県教育委員会さんが主体になっていただいたりということで、そういう形で動いています。5年にもなりましたので、OB、OGも書記とかファシリテーターで入ってくれるという形になってございます。

(PP)

この表が全てでございます。この表の部分に「ICT Conference」のエッセンスが全て入っております。メインは高校生です。主体になるのが高校生で、その高校生の下の年代は小中学生であり、高校生たちが本当にその下の年代の小中学生に対してアドバイスができた、相談ができるという部分。そして、大人、我々を含む教員、事業者さん、もちろん政府、省庁さんのことも含めて、実はスマホのことを一番知っているのは高校生だったりする。保護者以上の知識あるいはモラルということを持っていたりするので、高校生たちがその知識をうまくやりながら、ただ、実際の社会で使われているルールであったり、そういったモラルの部分であるとか、本来受けなければならない教育というものを大人からもお互いにやっていくというところ。

そして、「負のスパイラルから正のスパイラルへ」と書かせていただいているのですが、この高校生たちが実は次の世代になっていく。

この実行委員会で一つ考えているのは、学校でもいろんなイベントを開くのですけれども、聞いていただきたい保護者になかなか聞いていただけない。そこをどうするか。それも大事なのですが、今、学校に来ている生徒たち、子供たちというのは、必ず保護者になっていく。だから、今の間にこういった機会を考えることによって、実は次の世代の保護

者を育ていくということ。それから、今、年齢がかなり近いので、縦の交流というのもありますので、高校生たち自身がまさに近い考え方で身近な小中学生に伝えていくということを考えています。

(PP)

いろいろな皆さんの御協力もありまして、最初大阪だけで始まったのですが、今年度9地点、来年度もいろいろなところからやりたいという御意見をいただいたり、似たようなイベントをされています。今年は福井県、沖縄県を招待という形で、いろいろなサミットのことをやっているところに来ていただいて、紹介していただいたのですが、それを来年度以降もふやしていったら、これは大きな目標ですけれども、47都道府県からの参加をぜひ目指していきたいなと思っております。

(PP)

では、実際に今年9地点、10地点でやりまして、サミットというところに代表を1名ずつ集めまして、11月3日に同じような形でConferenceということをして、各地域の意見をまとめてやったものをさらに最終、きょうの2人がまとめてくれました。今、ICTの世の中で何がいかかという、地域が離れているのですけれども、SNSを使ったり、ネットを駆使してきょうのスライドもつくっています。ということで、どこまであれかわかりませんが、本当に我々は余りタッチしていないということです。

では、メインの高校生2人にマイクを渡したいと思います。

よろしくお願いします。

○藤原座長 米田先生、ありがとうございました。

それでは、小島さん、坪井さんからよろしくお願いいたします。

○小島さん(羽衣学園高等学校) お忙しい中お時間をいただき、ありがとうございます。

では、最終報告をさせていただきたいと思います。

私は、大阪府から来ました羽衣学園高校の小島里香です。

○坪井さん(福岡県立香椎高等学校) 自分は福岡県から来ました香椎高等学校の坪井太郎と言います。

それでは、中身のほうに入っていきたいと思います。

(PP)

「言いたい！イマドキのネットのルール&マナー！！～高校生のボクたちだから～」。

今回の提言のテーマは「高校生だからできる好循環サイクル」ということで、提言を発表していきたいと思います。

(PP)

まずは、今回の「高校生ICT Conference」において、大人がつくったルールに対する高校生たちの独自の意見というものをまとめてみました。

まずは、フィルタリングや時間制限をつけるなど、スマホ、ネットに対して何かをしてはいけないというルールが、高校生またはスマホ、ネットを使っている人たちにとって本

当に必要なことであるかどうかという意見や、現在存在しているルールの意義を当事者たちがしっかりと理解しているのかということ。また、今、つくられているルールやマナーがネット社会で起きている問題の根本部分に直結しているかということ。さらには、大人がつくったネットやスマホのルールであるにもかかわらず、つくった本人たちである大人が実際にそのルールを守れていないのではないかという意見が高校生たちからは挙がっています。

(PP)

○小島さん（羽衣学園高等学校）　ここで2つ具体的なルールを挙げてみました。

1つ目は、「中学生以下スマホ保持禁止」というルール、もう一つは「夜9時以降使用禁止」というルールです。「中学生以下スマホ保持禁止」というのは、SNSなどの使用により問題に巻き込まれないためにつくられており、「夜9時以降使用禁止」というのは、依存問題の対処法としてつくられていると考えました。

しかし、現状として、中学生以下は音楽プレーヤーなどでSNSを使用していたり、9時まではオーケーという解釈により、依存問題が解決していないというのが現状です。

(PP)

このようにルールがあるにもかかわらず解決していなかったり、逆効果になっているというのは、ルール自体が問題の根本に結びついていないから、そしてルールを課せられている側がルールの意義を意識していたり、理解できていないからだと考えました。

(PP)

このようなルールでは結局、ルールが守られなかったり、また禁止してしまうルールでは学ぶ機会を奪ってしまったり、メリットもなくしてしまうと考えました。

(PP)

○坪井さん（福岡県立香椎高等学校）　現在存在しているスマホやネットのルールを守れば、スマホ、ネットはとても便利なものと考えています。

その例えとして、ネットやスマホを使って目的地までの道調べを行うことや、または学生の間ではSNSを使ってクラスの連絡網を回していくというような活用の方法も現在行われています。

(PP)

以上のことから、高校生の私たちは、「ルールの具体化」「意識改革」というポイントを掲げています。

(PP)

そこで、高校生の私たちが考えた対策はこちらになります。「意識改革サイクル」というものです。「体験」「意識納得」「発信」の3つからなるサイクルができ上がっています。

(PP)

その内容について、一つずつ説明させていただきたいと思います。

まずは「体験」です。体験は、詐欺サイト体験アプリ等を実際に高校生たちが体験していく、実際に詐欺サイトにひっかかったときの自分を想像していくというものや、または学校教育としてのモラル授業を徹底していくということです。

現在全国でもモラル授業というものは行われていますが、まだ各地、あやふやなところがあるという現状で、日本全国各地でしっかりモラル授業を徹底していくということが大切だと考えられています。

さらには、新しい制度として、スマホを持つ際に受講証や免許証という制度を取り入れて、スマホ、ネットを持っていくという意見も挙げられました。免許証等を持つことによって、中高生がスマホ、ネットのトラブルに巻き込まれないことや、また、モラルの徹底につながっていくのではないかと考えられています。

(PP)

続いて、「意識納得」です。ここでは、高校生が実際にそういう危険な目を体験することによって、リアルな恐怖感や被害体験を体感することができます。それによって、高校生自身に本格的なモラル学習への意欲などが出てくるのではないかと考えています。

それにより、高校生自身の危機意識の向上や、ルールの意義意識の向上が考えられています。最終的には高校生が今、存在しているネットやスマホのルールを納得するとともに、これからどういうルールをつくっていくかというところで、また新しいスマホ、ネットのルールができていくのではないかと考えています。

(PP)

○小島さん（羽衣学園高等学校）そして、最後が「発信」です。これは高校生の力を一番存分に発揮できるパートだと考えました。また、主体的な行動により、私たちスマホ保持者自身が責任感を持って使用することができるとも考えました。

現在、日本では高校生のスマホ所持率が80%を超えており、また、SNSなどによる広範囲なつながりもあります。このようなスマホのメリットは、高校生だからこそ最大限に生かせると考えました。

(PP)

実際に高校生が直接発信するという点をポイントにして、3つの具体例を挙げました。

1つ目が「啓発動画」です。この啓発動画は、高校生だからこそわかるリアルなシナリオをつくって、見ている人に共感を得てもらえるような動画。そして、高校生なりのおもしろいような動画をつくって、みんなにわかりやすいシンプルなものをつくりたいと考えています。この啓発動画は、SNSなどを利用することで広範囲に啓発できると考えました。

2つ目が「大人と子供の学習会」です。私たちは、「ICT Conference」に参加してこのような場の大切さというのを実感しました。これを発展させて、大人と子供が同じ立場で話し合うことでお互いの考えを理解できるのではないかと考えました。

最後が「出前授業」です。これは高校生にとっては復習となりますし、また、小中学生にとっては新たな経験にもなると考えています。この出前授業というのを地域行事として

発展させていくことで、講習会や講演会などを行って、地域全体がモラルを徹底できると考えました。

(PP)

この「体験」「意識納得」「発信」というサイクルの特徴としては、SNSなどのスマホのメリットを生かして広範囲に行き渡らせることができる。そして、発信がまた新たな誰かの体験となることで継続的に行えるということが特徴です。

(PP)

また、「意識納得」から「発信」の間にルールを具体化できると私たちは考えました。実際にルールを課せられるだけでなく、私たちがルールに対しての意識や、納得をすることでルールがどう変わっていくべきかということを考えるきっかけにもなると考えました。

(PP)

○坪井さん（福岡県立香椎高等学校） このようなことから、高校生の私たち自身は、大切なことということで以上の3点を挙げています。

まずは、いろいろな立場の人がともに取り組むということです。これは現在のスマホ、ネットのルールは、先ほどから言っているように、大人がつくって子供に言っているルール、マナーであるので、大人と子供が対等な立場に立ち、守れるルールは守っていかなければ、ルールやマナーというのも新しく見直していかなければならないということ。

次に、具体的な対処法を実行するという事です。これは、今回の「ICT Conference」等で話し合われた内容をもとに、さまざまな対処法ができてくると思うのですが、対処法をつくるだけでなく、日本全国で対処法の実行を徹底していくことが、さらにモラルやルール、マナーの意識の向上につながっていくのではないかと考えています。

最後に、ネット世界とリアルを表裏一体性を理解するという事です。ネットやスマホのルールを考える、つくっていく中でも、実際に最後に必要となってくるのは、大人と子供のリアルなコミュニケーションだと考えているので、そのリアルなコミュニケーションの中で、さらにネット、スマホの中ではどのようにしていくべきかというのを高校生、中学生、子供と大人と一緒に考えていくことがとても大切だと考えています。

(PP)

○小島さん（羽衣学園高等学校） 確かにスマホにはさまざまなリスクがありますが、その分メリットもたくさんあります。このようなメリットを生かし、リスクをなくしていくことが大切だと私たちは考えました。このリスクをなくす際には、ルールだけでなく、保持者のモラルも必ず必要となってくると考えました。ルールをつくる大人と保持者である小中校生がともに協力することでリスクをなくし、メリットを生かしていくことがよりよいスマホの使用となると考えています。

(PP)

○坪井さん（福岡県立香椎高等学校） 「よりよい社会は目の前に スマホと共に」。

以上で提言発表のほうを終わりたいと思います。

御清聴いただき、ありがとうございました。（拍手）

○藤原座長 小島さん、坪井さん、どうもありがとうございました。

それでは、ここでこの発表について、高校生との質疑及び意見交換の時間をとりたいと思います。御意見、御質問等ございましたら、どなたからでも御自由にお願いいたします。

どうぞ。

○金井委員 高P連、金井です。

大変素晴らしい発表をありがとうございました。まさにこれを言いたくてきょう来たのですけれども、私、高校生の親として、子供を信じる立場としてすごいいいかなと思っています。頭ごなしにフィルタリングをかけて使わせないというのでなくて、きょう発表があったように、使わせて教育する、育てるということに力点を置いたらどうなのかなときょう言いたかったのですね。

群馬県出身で、「三ない運動」、バイクの免許を取らせないとか乗せないという取り組みをしていたのですが、今年になって「三ない運動」をやめましょうということになったのですね。どういうことかというと、高校生のときにバイクに乗せないでいて、群馬県も事故は確かになくなりました。ただ、高校を卒業して乗り出した途端に事故がすごくふえるのですね。そういうことで、バイクに乗せながら教育しようということに切りかえたのですけれども、スマホも同じで、高校生のときにフィルタリングをかけて使わせない。では、高校を卒業したら悪いものをどんどんやっていいのかといたら、そうでもないわけですね。

ということで、「三ない運動」と同じように、携帯、スマホに関しても、きょう発表にあったように、使って、悪いものは悪いということを理解させながら、子供を信用してやるということで、非常にいい発表だったのかなと思います。

ありがとうございました。

○藤原座長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。清原委員、どうぞ。

○清原委員

大変わかりやすい発表をありがとうございました。

12ページのところに具体的な提言をいただいています。「高校生が直接発信！」ということで、「啓発動画」「大人と子供の学習会」「出前授業」という提案です。三鷹市でも、このテーマでなくても、出前講座ということで、市民の皆さんが例えば防災について相対的に詳しくれば、町会や子供たちに出向いて説明をいただいて、市民同士だからよくわかるというようなことが実証されています。今回「高校生が直接発信」されるに当たって、すでに具体的に何か取り組まれている高校生はいらしたでしょうか。

すなわち、自分たちがよりよいスマホの使い方とかそういうのを経験していて、それで後輩の中学生に語ったとか、あるいは近所の人と語ったとか、友達とか兄弟と語ったという形で、これを提案されるのはとても意義深いことだと思っていて、歓迎したいと思って

いるのですが、これを提案されるに当たって、具体的な例で効果があったよとか、自分たちが取り組んでいることが小中学生に伝わってよかったよという、そんな事例はあったでしょうか。いかがですか。

○藤原座長 小島さん、坪井さん、いかがでしょうか。

○小島さん（羽衣学園高等学校） ありがとうございます。

一応、2人ともそういう経験をしたことがありまして、私の学校では既に出前授業というのは何度か行わせていただいていたので、3つぐらいの中学校に訪れて、講演という形でやらせていただいたことがあります。そのときに自分自身がやって感じたのは、中学生のイメージとしては、そういうのに余り興味なくて聞きたくないのかなと思っていたのですが、行ったら、結構みんなきちんと前を向いて聞いてくれていたので、やはり高校生がやるということが、また違った感じ、新鮮な感じで聞こうと思えるのかなと思ったということ。

あと、出前授業という形でワークショップも地元でやらせていただいたのですが、そのときも高校生が地元の小中校生に教えるという形で、教育委員会の方にも来ていただいて、大人と子供と一緒にやったときに、私たち自身が教える側だったのですが、小中校生の意見を聞けたり、大人の意見を聞けるという意味で、自分たち自身が学べる場だったので、そういう意味では、こういうのが大事だなと思いました。

今、私たちはこれをやっていますけれども、それをやっていない地域もあるわけで、そういう意味で全国に広げていく必要があるかなというので、この2つと啓発動画を挙げさせていただきました。

○清原委員 ありがとうございます。

実体験に基づいて説得力ある提案をしていただいたものと思います。

私たちは、このテーマについては、先ほどお二人もおっしゃったのですが、高校生のほうがよりよくスマホなど、ネットワークのことを理解しているケースも相対的にあるわけですから、「多世代交流」の形でのこういう学び合いが高校生から提案されたことを大変心強く思いました。

どうもありがとうございます。

○藤原座長 坪井さんのほうから何かございますか。よろしいですか。

○坪井さん（福岡県立香椎高等学校） 先ほどの回答と同じようなことになるのですが、一番上に挙げられている啓発動画は、「高校生ICT Conference」のサミット、11月3日に行われたほうで、自分たちのほかの参加県では、実際に参加された生徒さんが動画をつくって、それを学校で流しているという事例を挙げていただいて、その動画をちょっと見せていただいたのですが、既に学校でSNSとかに気をつけようという講演会等が行われてはいるのですが、そこで流れている動画というのは大人がつくったものであって、子供からしたら、そんな状況は見たことがないとか、そんなのは実際に大人が挙げているただの例であって、ないのではないかというのがあったのです。

高校生自身がそうやって動画をつくることによって、同年代ということもあるので、親近感が湧いて、では、同じ高校生がこうなっているのだったら、もしかしたら自分にもあるかもしれないという危機感が、高校生同士だからこそ一層強まっているのではないかなということが考えられたので、今回このような実例を挙げさせていただきました。

○清原委員 どうもありがとうございます。

○藤原座長 ありがとうございます。

それでは、もうすぐ御退室になるということですので、その前に藤川委員からどうぞ。

○藤川座長代理 お二人、本日はありがとうございました。私は教材をつくっている立場なので、皆さんの取り組みを参考にしながら、我々なりにもっといいものをつくっていきたいと思いました。

お話を伺ってみますと、あらゆることについて問題が解決するかのようにも見えるのですけれども、多分そうではないですね。つまり、詐欺みたいなものについては扱っておられる。これは恐らく効果があるでしょうし、長時間利用とかネットいじめの問題についても、恐らく高校生の方がしっかりと準備をされて、啓発をされることで効果があると思うのです。

それらもちろん大事なのですが、私たちが一つ悩んでいることは犯罪被害なのです。つまり、出会い系などのサイトでの被害があるという話。先ほどもあったと思うのですが、ネットのことをわかっているにもかかわらず被害に遭ってしまうという人がいるわけです。つまり、わざわざ入り込んで危ない目に遭っているという人がいます。こういうものに対して一体どういう対策をとっていいかということについて、私は少なくとも悩んでいるのです。つまり、ネットについて詳しくなればいいという話ではないわけですね。

皆さんの実感として、あえて危ないところに入って危険な出会いをしてしまうという問題について、お感じのこととか、こんなことができたらいいのではないとか、何かあれば、ぜひ教えてください。

○藤原座長 お二人からいかがでしょうか。

○坪井さん（福岡県立香椎高等学校） 先ほどおっしゃられたあえて危険なところに自分から行ってしまうというところは、正直な意見を申し上げますと、高校生などは好奇心旺盛で、思春期もあるので、自分が逆に危ない状況になったりとかしてしまうというのは、この発表をしていながらも、高校生としては少しわかる場所もあるのですけれども、自分の感じる場所としては、好奇心とかそういう興味が、そこに入って、後先を考えて自分が危険な目に遭うのだよという気持ちにまさってしまっている状況があるので、そうになってしまう。

なので、今回挙げたように、実体験とか詐欺サイト体験アプリとか、高校生自身に伝えるから余り過激ではない演出をするのではなく、高校生という好奇心が結構ある年代の人に対して、踏み込み過ぎるぐらいの啓発動画とか、どっきりではないのですけれども、高校生自身は自分が本当に嫌だとか怖いというものには手を出さないと思うので、高校生には

もっと強気にやっていけばいいのではないかなと自分の意見としては考えています。

○小島さん（羽衣学園高等学校） 私自身、2つに分けられるとっていて、危ない目にわざと飛び込むという一つの例としては、例えばTwitterとかに自分が載っけてはいけないとわかっていても上げるのは、多分有名になりたいからとか、拡散性を理解した上でやっていることだと思うのですが、そちらのパターンではその先にあるものが見えていないというのが一つだと思っています。先ほど言った体験というのは、ただ単に載っけてはいけないと言われても、その先、将来にかかわることを理解していないと自分の友達とかと話していても思うので、そちらのパターンではその先まで見せられるような学習をすることが大切だと思っています。

もう一つのほうは、先ほど言っていたいただいた出会い系などを、そういう目に遭うとわかっていてもやってしまうというのは、知識どうのこうのじゃなくて、多分コミュニケーションの問題だと思うのですよ。だから、ネット上だけの対策でなくて、コミュニケーション、言わせていただいたように、ネット世界とリアルな世界の表裏一体性をきちんと理解した上で、現実的な対策、人権的な対策とかも必要になってくるかなと私は感じています。

○藤川座長代理 ありがとうございます。

○藤原座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。では、上沼委員からどうぞ。

○上沼委員 今、先のことが見えないから危ないもの、動画とかを上げてしまうという話なのですけれども、確かにそのとおりかなとは思っているのですが、ただ、最近は問題動画とかが炎上するというのがあれだけニュースで流れていても、それが自分のこととして考えられないのだとしたら、先を見せる動画をつくっても、それが心に響かないのではないかなというところを気にして、そうだとすると、どうすればいいのかという話になるのかなと思うのです。マスコミでの炎上の話というのを実際の高校生の人たちがどう受けとめられているのかというのを聞いてみたいですね。

○小島さん（羽衣学園高等学校） 率直な私の意見としては、汚くない言葉が思いつかないのですが、あほやなあと思ったのが印象で、多分それは昔からやっている人はやってきたかもしれへんけど、ネットに載っけるという行為がどれだけ周りで見られるか、どれだけ広がるかということがわかっていないので、メディアでニュースになって、そういうことが犯罪やということを取り上げられたことによって、ある程度の方は、コンビニのバイト中にアイスのところに入るのをやめようと思ったと思うのですけれども、そう思わないというのは、言っていたように、自分のこととして捉えられていないというのがあると思うのです。

例えばお酒を飲んでる画像を載せるとかも、悪いという意識がないというのがあって、今の段階ではそういうのはちょっと難しいかなと自分では思っています。

○坪井さん（福岡県立香椎高等学校） まず、自分が思う意見もあるのですが、その前に、自分がこのような経験を発表していながら、高校2年生でいまだにスマホを持っていない

のですね。スマホを持っていない立場でもあるし、そういうところから考えると、ニュースとかバラエティーとかで取り上げられているようなふざけたことをして、叩かれている人たちを見ると、どう見ても他人事であって、友達との会話ネタになるというところもあるので、マスコミで取り上げられている様子で、悪い悪いとは言っているにもかかわらず、表現の仕方とか周りの対応を見ると、そこまで大きい悪い問題ではないのではないかなという考え方になってしまったりもしているのですね。

だから、先ほどから言っているのですけれども、他人が幾ら何かをやらかして、それを見て、ああ、いけないことだなと思っても、あの人はいけなかったのだという他人事で全部終わってしまっている気がするのです。ネットの中だけでなく、実際の学校の風紀面だったり、風紀検査で友達がひっかかって、ああ、あいつはどこがひっかかったけど、自分は大丈夫だという確信をして油断していると、もしかしたら自分もひっかかってしまうとか、自分がひっかかってやっとな、ああ、本当はしていけないのだという意識が持てると思うので、先ほどから何度も言っているのですが、実際の体験とか苦い思いを高校生自身、一人一人が体感しないと、マスコミとかメディアで取り上げられて叩かれるような表現の仕方も、実際は無意味に近い状況になっているのではないかなと自分は考えています。

○小島さん（羽衣学園高等学校） 今しゃべっている間に考えていたのですけれども、メディアで取り上げられた瞬間というのは、みんなそれを意識するから、あ、今はやめておこうと思うけれども、その意識が薄れたときに、またそういうのが勃発するのではないかなと思っていて、今すぐに全部なくしてしまうのは無理だと思うのですが、そういう事件があったことをきっかけにそういうのを継続的に行っていくことで、ちょっとずつではあるかもしれないですけれども、減らしていくことができるのではないかなと考えました。

○藤原座長 よろしいですか。

○上沼委員 ありがとうございます。

○藤原座長 どうぞ。

○高橋委員 私は、EMAのほうの代表なのであれなのですけれども、きょうの発表を聞かせていただいて、もうそろそろ私たちからも高校生の皆さん方をお願いしたいことが出てきたのです。ここで発表することは思い出にもなるし、いい経験になると思います。それが参加した一部の人だけで決して終わらないように、学校の中でもいろんなサークルとか生徒会とか、そういったところで輪をもう少し広げていていただいて、それが今度各地区で広がっていく。横の広がりにももうそろそろ貢献してほしいかなと。

一つのものを変えるというのは非常に大変だと思うのです。実は私、高校のとき生徒会をやっていたら、男子はみんな丸坊主という規定がありました。東京に修学旅行で来るのに、白いズックを履いて、丸坊主で来る。さもお上りさんという感じで、それが嫌で嫌でどうしようもなかったのですけれども、大分と別府の生徒会がみんな集まって、教育委員会の人も一緒に来て、私たちが卒業した次の年から長髪オーケーになったのですよ。大学へ行って帰ってきたら、高校生が伸ばしているの、生意気だなと思ったのだけれども。

ただ、高校生でもみんなで力を合わせてその気になれば、県の教育行政でも少しは動かせる。

せっかくネットがあるのだから、それを使ってこういった皆さんのいい発想をできるだけもう少し広げて、地に足のついたような活動にもっともっとなっていていただければありがたいかなと思っています。

以上です。

○藤原座長 ありがとうございます。

五十嵐委員から手が挙がっていたと思います。どうぞ。

○五十嵐委員 きょうはありがとうございます。

私は、小学校に勤めておりますので、お二人のようにすばらしい、しっかりとした考えを持って行動できる、そんな高校生に育てたいな、そんなふうにしていくにはどうしたらいいかなということを感じながら聞かせていただいていたいました。

先ほど坪井さんはスマホを持っていないとおっしゃっていたのですが、小島さんに伺います。小島さんが初めてスマホを持たれたときに、おうちの人との決め事というのは、当時のことを振り返って、いつごろそういうのがあったのかなということ。

もう一つは、小学校の高学年で最近、保護者のお下がりであるとか、ねだってもらって買ってもらうというのが急にふえているのです。LINEをしたい、友達といっぱいコミュニケーションをとりたいという思いをしている高学年がふえています。その小学生の子供と保護者へのメッセージといたしますか、考えをちょっと聞かせていただければなと思います。お願いします。

○小島さん（羽衣学園高等学校） 自分がスマホを持ち始めたのは中1のときで、結構早目だと思うのですがけれども、そのときは周りがまだ持っていない段階だったので、特に今ある現状の問題には余り直面していなかったこともあって、お母さんともそんなに決め事を決めていないというのが事実です。

でも、今、自分も驚きで、小学生のときなど、ガラケーでさえ持っていたらみんなからうらやましがられるような時代やったのに、今は小学生でもみんなスマホをいじったりしていて、この出前授業で聞いたのは、特に小学生が持つ理由というのは、メリットを生かすというより、友達とのコミュニケーションが一番重点されて持っているのが多いのかなと思います。

高校生にもなると、別にLINEが返ってこなくてもいじめられているとは思えへんし、嫌われているとは思えへんねんけど、小学生というのは、そういうところが繊細なところがあるような気がして、そういう意味では、親御さんは余り干渉し過ぎると、子供というのは反発してしまうところがあると思うので、LINEのチェックとかをするのではなくて、お母さんもそうですし、子供自身もリアルなコミュニケーションはとるようにしてもらいたいなと思います。

LINE上だと自分の伝えたいことは伝わらないというがあるので、そういうことはちゃ

んと頭に置いた上で使うことが大切かなと思います。

○藤原座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

○藤原座長 では、尾花委員、どうぞ。

○尾花委員 皆さん、ありがとうございます。

お話を聞いていて気になってしまったところがあります。というのは、多分できる先生がいる学校では「ICT Conference」のような授業を、ミニチュア版だとしてもできるし、そういう先生に育てられている学校の生徒さんたちは出前授業に行ったりもできるし、体験できる体制もあれば、知識も経験も積まれてくるのですが、それを教えることのできない先生とか教えることを苦手としている学校の生徒さんたちは、実は皆さんたちのようにきちっと考える機会がないから考えられていないとか、考えなしの行動をしているということが、全国いろんなところで、地域とか関係なく、ばらばらにあるわけですよ。それは大人の教育現場への対応が行き届いていないというのがすごく問題だと思うのです。

ですから、今回全国でネットワークのつながりがすごくふえたではないですか。最終的には2020年までに47都道府県というのがあるので、「ICT Conference」に参加した学校が私立でも公立でも関係なくリーダーとなって、まず小中学生もそうだけれども、同じ高校生たちでこういう授業とかを考える機会がない人たちの横への広がりとか、同じようにみんなで話し合う機会を設けるということをぜひ取り組んでやっていただけたらうれしいなとすごい感じました。

もう一つ感じたのは、体験アプリがという話が出ましたけれども、多分アプリの中で体験して、アプリの中で退学だと言われても、アプリの経験だとなる。ところが、何か間違った操作をしてしまったら、校長先生とかのところに通報が行って、とりあえずちょっと怒ってくれないというふうになって、校長先生が乗り込んできて、おまえ、停学だぞ、3日間と言われたら、きつとどきつとする。それはどつきりなのだけれども。もしかすると、デジタルの中で完結してしまうと、体験も、先ほどからお二人が言っていたように、他人事とか、しょせんこれは疑似体験みたいなことになってしまうから、それがアナログな動きと連動すると、おもしろい効果があるのではないかなとお二人の発表を聞きながら思った次第です。

2つだけ質問があるので、さらっとでいいのでお聞かせいただけますか。

まずは、寝屋川の事件とか、今年いろいろなことがあって、例えば9時以降使用禁止というのも挙げていらしたではないですか。例えば9時以降でも10時以降でも12時以降でもいいのですけれども、友達が困ったとか、助けてみたいなことが実際にあったとか、あるいはあるかもしれないという現状がありそうかどうか。そのときにネットが遮断されていて、携帯電話の電源をオフされていたら、助けられる命も助けられないとか、手を差し伸べてあげたい人たちに手が届かないのではないかなというような経験とか話とか、あるいは

身近で感じたことがあれば教えてほしいというのが一つ。

もう一つは、携帯電話が日本で製造中止になるという報道があるのですよ。もし、そうすると、二つ折りのああいふ形であっても中身はスマホになってしまう。だから、注意する点がすごくふえる。もし、そうなったときに、今の教育現場とか高校生たちの雰囲気のまま大丈夫かなと私たちはすごく心配で、坪井さんはスマホを持っていないということだったので、製造中止になってもしばらくは使えるのですけれども、新しく買う人は存在しないわけです。そのときに何かできそうなこととか、不安なこととか、もしその現状に立ったらどう思うか。その2つを聞かせてほしい。

遅い時間の助けてのこととか、それからスマホしかなくなってしまったらどうなるかということについて、お二人の考えを聞かせていただければと思います。

○小島さん（羽衣学園高等学校） まず、1つ目に関しては、大きな問題ではないのですが、自分も実際に夜ちょっと遅くなってしまって、歩いているときは1人で怖いではないですか。だから、そのときに友達に電話したりというのではすごい安心感も得ることができるし、そのときに電話をしながら誰かに襲われたりしたら、多分切れるから、それですぐにわかってというのがある。夜9時以降のルールはどうかというの、依存問題だけ挙げさせていただいたのですけれども、そういう面でも夜9時以降というルールはどうかというので挙げさせてもらいました。

2つ目に関しては、スマホしか持てないとなると、スマホについてちゃんと理解する必要があると思うのです。携帯だとメールと電話が主になるから、そんなに大きな問題にはならないのですが、スマホを持つとなると、スマホについて理解するという意味で、買うときに、携帯会社であったり、受講証、免許証の話を出させていただいたのですけれども、アンケートをしてくださっていたように、テストをやってからしか買わせないとか、そういうことも有効になるかなと思います。

○坪井さん（福岡県立香椎高等学校） まず、1つ目の遅い時間での利用という件に関して、先ほど小島さんも言っていたのですが、緊急時とか、もし襲われたりとか、そういうのがあったのですけれども、緊急時の対応とかそういうのが瞬時にできるというのは、スマホやネットに対してメリットだと思うのですよ。そのメリットがあるので、時間制限という考え方は、持っていない立場からしても余りよくないのではないかなというところがあります。

それにつながるようにして、2つ目の質問につながっていくのですけれども、自分は今、高校2年なので、いずれにせよスマホを持つとは思いますが、今、自分は高校生という立場で、周りがスマホを持っている中で生活をしているので、8割、9割がスマホを持つ楽しみ、持ったときに、あ、自分はあれができるのだ、これができるのだという好奇心もあるのですけれども、改めてメリット、デメリットを考えさせていただく場に来ると、残りの1割、2割というのは、もし自分が買ってもらって、楽しいだけでスマホ、ネットをずっといじり続けていて、その見返りとして何か来たらどうしようとか、そういう不安も

現状としてありますね。

あとは、スマホだけになっていくと、先ほどスマホのメリットとリスクを挙げていたのですが、高校生自身が、同じ地域内にある高校生同士というので、スマホ、ネットの使い方について考えていって、こういうリスクがあるからこれはしてはだめだという言い方をするよりも、こういうメリットがあるからこれを最大限に活用していこうという考え方をしていたほうが、高校生としては受け入れやすいかなという意見が自分の中ではあります。

以上です。

○藤原座長 ありがとうございます。

○尾花委員 大変参考になりました。ありがとうございます。

○藤原座長 ほかに御質問はあろうかと思うのですけれども、ほぼ時間が尽きてしまいましたので、本日はここまでとさせていただきますと思います。

小島さん、坪井さん、本当にありがとうございました。

もう一度拍手をお願いいたします。（拍手）

それでは、最後に議題4「その他」でございますけれども、今後の予定について、事務局より説明をお願いします。

○村田参事官 次回第30回の検討会になりますが、2月下旬または3月上旬に開催する方向で調整を進めさせていただいております。次回検討会では、平成27年度の青少年インターネット利用環境実態調査の速報値の報告等ができるのではないかと考えておりますけれども、今日、いろいろ先生方から御意見、進め方についてもいただきまして、本日の議論等も踏まえまして、座長とも御相談し、決めてまいりたいと思います。

また、本日、キックオフにもかかわらず非常にタイトな議事進行というか、事務局で詰め込み過ぎまして、本当に申しわけございませんでした。十分に御意見をおっしゃりたいのにおっしゃり切れなかった方もおられるかと思います。事務局のほうでは、次回以降の進め方について、先生方から御意見があれば、メール等でもお受けさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ前広に御意見をいただければありがたいと思っております。

最後に、資料の一番最後に「子供の未来応援国民運動」のチラシをつけさせていただきました。もう御案内の先生方もいらっしゃるかと思いますが、今、子供の貧困が大きな社会問題になっておりまして、政府でも総合的に施策を進めているところです。皆様のお力を貸していただければということで、お配りさせていただきましたことを最後付け加えさせていただきます。

○藤原座長 ありがとうございます。

私からも申し上げようと思ったのですが、時間の関係で、進め方等について御意見をお持ちなのにもかかわらず、発言の機会がなかった委員の皆様につきましては、ぜひメール等で御意見を事務局にお送りいただきたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第29回の「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を終了いたします。

長時間にわたり、まことにありがとうございました。